

令和4年1月7日

担当課：商工部観光局観光振興課
直 通：092-643-3429(内線 3712)
担 当：徳本、駒澤

山口県居住者の「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの
新規予約・販売及び利用の一時停止について

- 今般、山口県に1月9日からまん延防止等重点措置が適用されることから、「福岡の避密の旅」(第4弾)観光キャンペーンの山口県居住者の新規予約・販売及び利用を一時停止することとしましたので、お知らせします。
- また、福岡県内においても、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあります。今後、利用予定のお客様におかれましては、福岡コロナ警報を発動した場合はキャンペーンの利用を直ちに停止する可能性がありますので、ご購入の際はご注意ください。

1 新規予約・販売及び利用を停止する対象者

山口県居住者(山口県に住民票上の住所がある方)

2 新規予約・販売及び利用を停止する期間について

①新規予約・販売停止期間

令和4年1月9日(日)から1月31日(月)

②利用停止期間

令和4年1月16日(日)から1月31日(月)

※1月9日から15日までのご利用については極力お控えいただきますようお願いいたします。

※停止期間については感染状況等に応じて変わる場合があります。

3 対象キャンペーンについて

○「福岡の避密の旅」(第4弾)観光キャンペーン

(宿泊、旅行助成)

- ・コンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を販売
- ・宿泊予約サイトにおいて、県内の宿泊施設で使える割引電子クーポンを発行
- ・県内の登録旅行会社において県内旅行商品を割引価格で販売

【販売期間】 令和3年12月10日（金）～令和4年2月14日（月）

【利用期間】 令和3年12月10日（金）～令和4年2月14日（月）

※宿泊の場合は、令和4年2月15日（火）チェックアウトまで

4 キャンセル料の取扱いについて

1月9日以降のキャンセル料については、山口県居住者が次の期間にキャンセルを申し出た旅行について、各事業者のキャンセルポリシーに基づき、助成額を上限（宿泊の場合最大5千円/人・泊、日帰りの場合最大3千円/人・回）に、キャンペーン事務局から対象事業者に支払うこととします。

詳細は、キャンペーン特設サイトをご覧ください。

【対象者】

山口県居住者（山口県に住民票上の住所がある方）

【キャンセル申出期間】

令和4年1月9日（日）～1月22日（土）

5 既販売分のコンビニ宿泊券等の払戻について

利用停止に伴い、購入者の申し出に応じ、山口県居住者を対象に既販売分のコンビニ宿泊券の払戻を行います。

詳細は、後日、キャンペーン特設サイトでお知らせします。

【対象者】

山口県居住者（山口県に住民票上の住所がある方）

【払戻対象】

・「福岡の避密の旅」（第4弾） コンビニ宿泊券

※券面の利用期間が「2021年12月10日（金）～2022年2月15日（火）チェックアウトまで」となっているもの。

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン特設サイト
[https:// fukuoka-himitsu-travel.jp/](https://fukuoka-himitsu-travel.jp/)

